

# 公益財団法人日本セーリング連盟

## リスク管理マニュアル

本マニュアルは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という。）リスク管理規程に定める事項の運用について定め、リスクの防止及び本連盟の損失の最小化を図ることを目的としている。

本マニュアルは、本連盟の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるが、その他の連盟の運営に関わる全ての者が参照すべき規範として提示するものである。

### 1 「リスク」の定義

本マニュアルにおける「リスク」とは、本連盟に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機：不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機：収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機：労使関係の悪化や、役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機：自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症、及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

また、「外部からの危機」による具体的リスク等が発生し、本連盟をあげた対応が必要である場合を「緊急事態」といい、会長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。「緊急事態」は以下に掲げる事態をいう。

- (1) 自然災害
  - ①地震
  - ②風水害
- (2) 事故
  - ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
  - ②本連盟の公益活動に起因する重大な事故
  - ③役職員にかかわる重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

- ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
- ②本連盟の法令違反、及びその摘発等を前提とした官公庁による立ち入り調査
- ③内部者による背任、横領等の不祥事

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

## 2 緊急対応体制

(1) 緊急事態の発生を認知した役職員は、原則として以下の経路によって通報するものとする。

情報認知者→事務局長→専務理事→会長

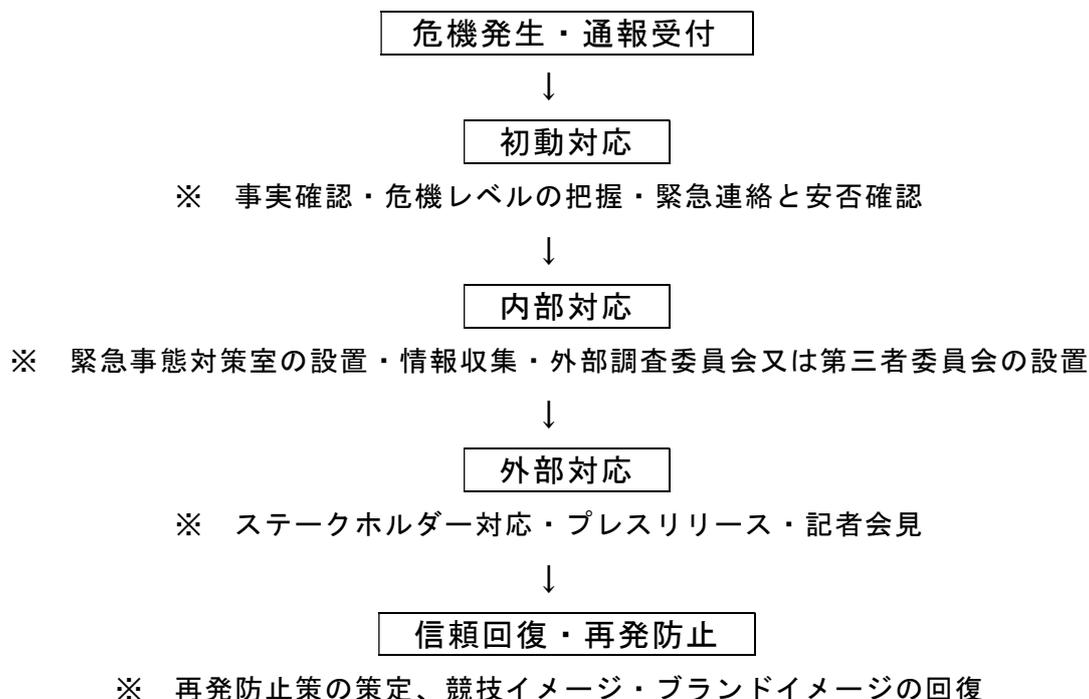
(2) 本連盟が設置する緊急事態対策室の人事は、次のとおりとする。

緊急事態対策室室長：会長

緊急事態対策室事務局長：専務理事

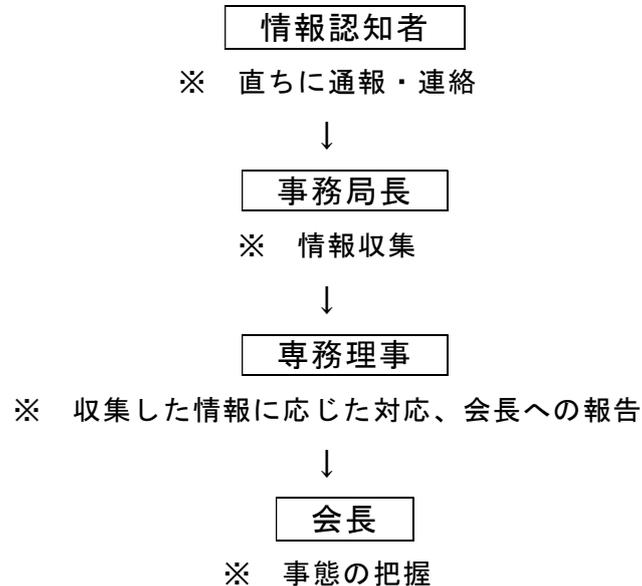
緊急事態対策室室員：室長が指名する本連盟の関係役職員

## 3 リスク管理フローの概要

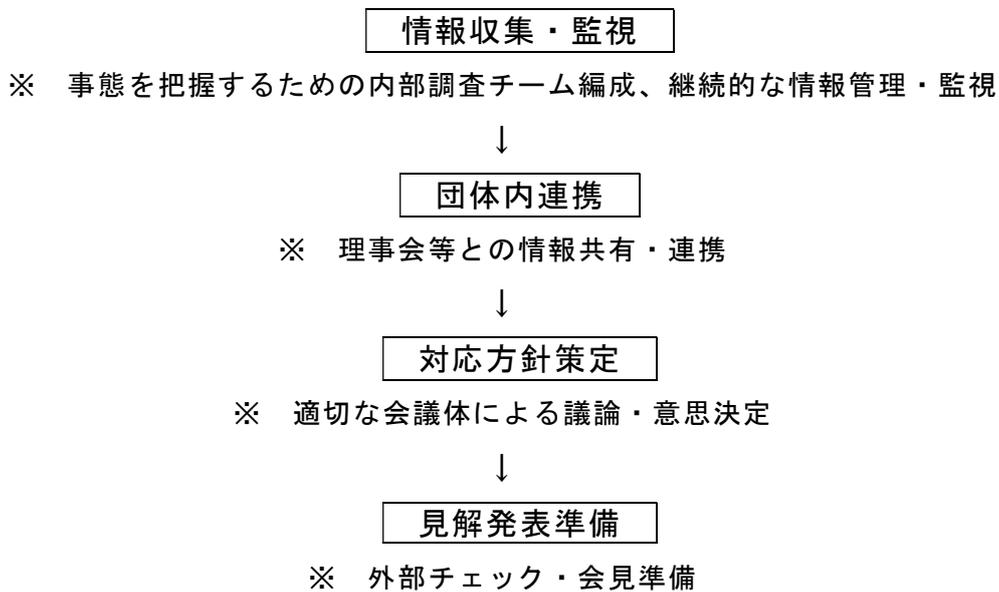


#### 4 アクションリスト

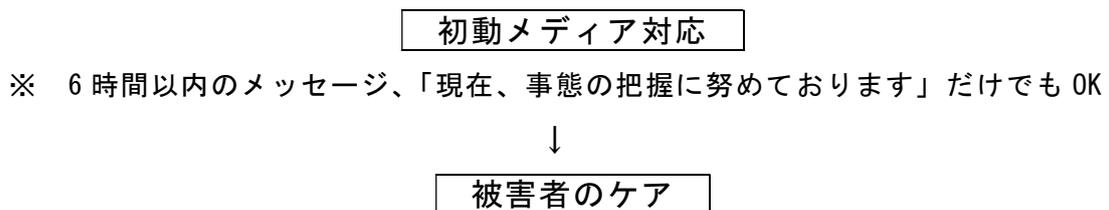
##### 【初動】



##### 【内部向け】



##### 【外部向け】



※ 顧問弁護士等と連携して誠実に対応



スポンサーへの連絡

※ メディアの報道が第一報とならないように



プレスリリース

※ スクープさせないよう情報公開の頻度を高く、窓口を一本化して行う



(状況に応じて) 第三者委員会設置

※ 役員が関与した組織ぐるみの不祥事や長期間に亘る不祥事の場合は設置すべき



記者会見

※ 必要に応じて実施

附則 本マニュアルは、令和8年2月21日から施行する。